

峡南医療センター企業団障がい者活躍推進計画

機関名	峡南医療センター企業団
任命権者	企業長河野哲夫
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
峡南医療センター企業団における障がい者雇用に関する課題	令和2年4月1日に策定した「峡南医療センター企業団障がい者活躍推進計画」の5年間の計画期間が満了したことに伴い、令和7年4月1日から新たな計画（第2期）を策定したところであるが、全ての障がいのある職員がその障がい特性や個性に応じてその能力を有効に発揮し活躍することができる職場環境の実現に向けた取り組みを引き続き推進していくことが重要である。
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <p>各年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.91%</p> <p>（評価方法）毎年障がい者任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）当該年度採用者の年度末における定着状況を把握・進捗管理</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務人事部長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定し、職員掲示板等により周知する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、人事異動等により、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定・創出について検討する。

<p>3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価等の面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
<p>4. その他</p>	<p>○特になし。</p>